校則

本校生徒は、東京都立桐ヶ丘高等学校の生徒として、また、地域社会の一員としての自覚をもち、社会に貢献できる資質を身につけ、常に自由(自己管理)と責任(自己責任)の意味について考え、良識ある行動がとれるよう心掛けましょう。

1 身だしなみ

学校は、多くの生徒･教職員と来客者が集まる場、そして、生徒が学習する場です。 生徒一人ひとりの身だしなみは、桐ヶ丘高校の表れとして多くの人たちが観ています。生徒は、その身だしなみの在り方を理解して、高校生としてふさわしい身だしなみ（服装、頭髪、化粧など）を整えましょう。

(1) 服装 （制服着用を義務とする）

・シャツは白シャツとする。（白ポロシャツも着用可）
・ネクタイ・リボンは式典や公式な場では必ず着用する。
・サンダル・ハイヒールでの登校は禁止とする。
・４月と１０月１日から３月末までは､必ずブレザーを着用しなければならない。
（ただし１０月１日からポロニアフェスティバルまでの間はブレザー着用の移行期間とする。後期始業式からはブレザーを着用すること。）
・ブレザー着用義務期間ではない時の防寒着としては､白シャツまたは白ポロシャツの上に、ブレザー、ベスト、セーター、カーディガンを着用してもよい。
・ブレザー着用義務期間で、白シャツまたは白ポロシャツ着用の上に、ベスト、セーター、カーディガンを着用してもよい。ただし、ブレザーの替わりとしての着用は認めない。
・ベスト､セーター､カーディガンの配色は黒･紺･白･灰･茶・ベージュの単色とする。
・全期間でパーカーは認めない。

制服着用　早見表

<table>
<tr><th>期間と制服</th><th>ブレザー</th><th>白シャツまたは
白ポロシャツ</th><th>ベスト</th><th>カーディガン</th><th>セーター</th><th>パーカー</th><th>ネクタイ
リボン</th></tr>
<tr><td>４月と後期始業式から
３月末まで（冬服）</td><td>◎</td><td rowspan="2">◎</td><td colspan="3">▲
（ブレザー着用で可能）</td><td rowspan="3">×</td><td rowspan="2">○</td></tr>
<tr><td>５月１日から前期終業式
までの間</td><td>○</td><td colspan="3">△
(ブレザー着用無しでも可能)</td></tr>
<tr><td>全期間で式典や公式の場</td><td>◎</td><td>◎
白シャツのみ</td><td>○</td><td colspan="2">×</td><td>◎</td></tr>
</table>

◎着用義務有、○：着用の選択可能、▲と△：条件付で着用可能、×：着用不可

(2) 頭髪・化粧等

清潔感のある整った頭髪を心掛けましょう。派手な染髪･化粧･装身具は好ましくありません。

２ 通学

(1)原動機付き自転車・自動二輪車・自動車による通学は、禁止です。(同乗も禁止です)

(2)自転車通学は、記名のある防犯登録された自転車に対して、届けをして許可します。自転車は、決められた位置（駐輪場）に駐輪しましょう。

(3)自転車の運転では、安全を心掛けても事故に遭うことがあります。事故への備えとして、自転車保険（希望により実費で申し込む）に加入することを勧めます。

(4)徒歩、自転車運転、バス・電車の利用、いずれの場合も、交通ルールや乗車マナーを守りましょう。特に、学校前の歩道は狭いので、マナーをもって通行しましょう。

(5)学校前の道路や諏訪神社前の大通りは、横断歩道を通って注意して横断しましょう。また、学校周辺の私道(諏訪神社の裏手など)は通学路として利用してはなりません。

３ 校内の生活

学校での生活を通して、様々なマナーを身に付け、お互いに気持ちよく楽しい学校生活が送れるようにしましょう。

桐ヶ丘マナー１０箇条【生活目標】

１ あいさつをする(あいさつは心のコミュニケーション)。
２ 思いやりのある行動をとる。
３ 時間を守る。
４ ゴミは分別して捨てる。
５ 教室をきれいに保つ。
６ 授業に集中する。
７ 携帯電話のマナーを守る。
８ 服装や頭髪等は、ＴＰＯを考える。
９ 公共物を大切にする。
10 学校の近隣に迷惑をかけない。

(1) **登下校**

①登校時刻は、各自によって、それぞれ異なります。始業時刻に余裕をもって自宅を出発しましょう。

②最終下校時刻は、Ⅰ・Ⅱ部の生徒では１８時３０分、Ⅲ部の生徒では２１時２０分です。他部履修の授業への出席を除き、最終下校時刻を守りましょう。また、行事などによって、最終下校時刻が異なる場合があります。

③生徒は、登下校時などで校舎を出入りする際には、該当年次のロッカーのある昇降口を使用し、職員や来客用の職員玄関の使用を遠慮するようにしましょう。

④休業中の登校時刻は８時３０分以降、下校時刻は１８時３０分です。部活動、補習補講面談などでそれ以外の時間に活動する場合は、顧問の先生、担当の先生の指示に従ってください。また、登校した生徒は登校者名簿（A 棟１階　経営企画室前）に登校時刻、下校時刻、登校理由を記入してください。

⑵ 授業

①チャイムと放送がありません。時間に対する自己管理が要求されます。

②授業（集会）の開始から終了まで休み時間を除いて、携帯電話の使用は禁止です。

⑶ 飲食

①授業や集会中の全ての場、そして生徒ホール・特別教室を除いて、飲食可能です。

②立ち食いや歩き食べをせず、ゴミはしっかりと分別して始末しましょう。

③カップ麺は、保健衛生上、好ましくなく、その持ち込みによる飲食を禁止します。

④校内では、自動販売機による飲み物を販売しています。

⑤Ⅲ部の生徒は、給食を食堂で利用することができます。事前に代金を納入し期日までに予約することが必要です。食堂はⅢ部の生徒以外は立入禁止です。

⑷ 環境美化

校内の公共物を大切に扱い、教室などの施設使用後は、次の使用者のために整理・整頓をして、ゴミがあれば校内のゴミ箱へ分別して始末しましょう。

⑸ 施設･設備等の使用

校内の施設・設備等の使用ではマナーを守り、節電・節水などの省エネを心掛けましょう。

① ロッカーの使用

一人につき一つのロッカーを貸しています。シールを貼ったり、落書きをせず綺麗に使用しましょう（４月の始業式前にロッカーの移動を行います）。ロッカー使用では、各自で用意した頑丈な南京錠を付けることが必要です。ロッカーには、現金やその他の貴重品を入れてはいけません。

＜貴重品の管理＞

貴重品は、盗難防止のため、学校に持参しないようにしましょう。現金も含めてその持参がやむをえない場合、貴重品は、自己管理が原則です。ただし、体育や部活動時などでの貴重品の管理は、その授業･活動場所で行うことがあります。

② 更衣室の利用

更衣室は、温水シャワー完備です。体育や部活動時に利用しましょう。更衣室入り口の施錠をしませんので、荷物は、更衣室に放置せず、各自のロッカーで管理するか、現金や貴重品と同様に、自己管理か、または授業･活動場所での管理とします。

③ **教室の使用**

昼休みと部間に教室は一般生徒の使用ができます。周囲に迷惑がかからないよう静かに使用しましょう。使用後に退出する時は、机や周辺を綺麗にして椅子を揃えて、窓の戸締まり・消灯・エアコンの電源切りをしっかりと行いましょう。

④ **コモンスペースの使用**

昼休み、部間休み、給食時に自習やミーティングや食事等で利用ができます。大きな音を出したり、遊技等で占有したりというような他の利用者の迷惑になる行為は禁止です。使用後は、机の上を綺麗にして椅子を揃えてから（誰もいなくなる時は窓の戸締まり・消灯・エアコンの電源切りをして）室内を出ましょう。

4 校外の活動

(1) 学校周辺について

校舎内外の出入りは、校門を通して、登下校時の他にも可能です。学校近隣の売店への買い物や公園の利用などで、学校周辺へ外出することは構いませんが、学校周辺の地域を大切に思い、一定のマナーをもって、学校周辺での活動をしましょう。本校は、地域とのつながりを大切にしています。団地の集会所前など、地域の方々が主に利用する場所には、立ち入らないように十分注意しましょう。

(2) 校外活動上の留意

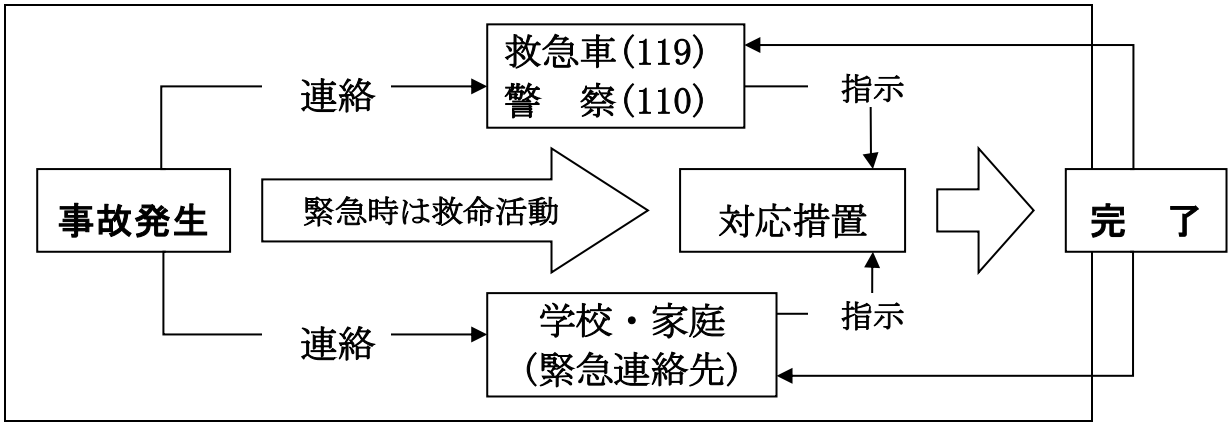
学習や部活動等で、個人やグループ等で校外に出かけるときには、安全に配慮するとともに次の事項に留意しましょう。

①あらかじめ担任や顧問に連絡をとり、許可を得てから出かける。

②礼儀、マナーに注意し、望ましい人間関係が作れるように心掛ける。

③訪問した相手の方には、礼状等の挨拶を忘れずに行う。

④万一、事故など緊急事態に遭遇したときは下図に従って、必要箇所に連絡する。



５ 特別指導

問題行動を行った生徒に対して、深い反省が必要な場合に、特別指導委員会で立案した個別のプログラムを実施することにより、通常の学校活動から離れて、自己を見つめさせ、人としての在り方・生き方を考えさせながら、健全育成を図ります。学校長が申し渡す特別指導では、高校生としてふさわしい態度と姿勢、桐ヶ丘高校の生徒としての自覚を改めて考え、生徒心得の身だしなみを見直すことから始めます。

(1) 特別指導の対象

①生命に関わるもの　②人権に関わるもの　③法律及び社会規範に関わるもの

【具体的事例】

飲酒、喫煙、暴力行為、ＳＮＳ・インターネットによる不適切な書き込み（誹謗中傷など）、器物破損、バイク・自動車通学(同乗も含む)、カンニング、窃盗、恐喝行為、暴走行為、薬物乱用、性的問題行動、いじめ、授業妨害、暴言、本校の生徒としてふさわしくない行為　等

(2) 特別指導の規定

①原則として、無期限の登校指導とする。指導に当たっては、保護者、関係諸機関との積極的な連携を図り、より効果的な指導を行う。なお、次の場合は登校させず特別指導を実施する。

(ｱ) 他の生徒に悪影響を及ぼすなどの理由から，登校指導ができない場合。

(ｲ) 登校指導では効果が望めない場合。

②指導対象生徒が性行不良で改善の見込みがないと認められる場合や、学校の秩序を乱し、生徒としての本分に反した場合などは、学校長の判断に基づき、退学・停学・訓告の処分を行うことがある。